

平成23年 3 月30日

南部地区代表行政書士 様

京都府山城北土木事務所長

**経営事項審査制度の改正に伴う平成24年度京都府
建設工事競争入札参加資格審査の取扱いについて**

平成24年度京都府建設工事競争入札参加資格審査については、別紙のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

つきましては貴会員への周知につきまして、御協力のほどよろしく申し上げます。

重 要

経営事項審査制度の改正に伴う平成24年度京都府 建設工事競争入札参加資格審査の取扱いについて

平成23年3月
京都府建設交通部

平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号により経営事項審査（以下「経審」と言う。）の制度が改正されましたが、この改正に伴い、平成24年度京都府建設工事競争入札参加資格審査については、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 審査対象とする経審

平成24年度の入札参加資格審査においては、改正前後のいずれの基準による経審も対象とします。

ただし、当該経審については以下の要件を満たす必要があります。

**審査基準日及び審査結果通知日が、平成22年4月1日から平成23年10月31日まで
にあり、かつ平成23年10月31日時点で最新のもの（再審査を含む。）※で、総合評
定値（P）があること。**

※ 改正後の基準による経審をお持ちの方で、当該経審の審査基準日及び審査結果通知日が平成22年4月1日から平成23年10月31日までにある場合は、改正後の基準による経審により平成24年度の入札参加資格審査を行います。

なお、審査結果通知日が平成23年11月1日以降の経審は対象となりません。

2 平成22年度中に入札参加資格審査申請をされた方へ

平成22年11月又は平成23年2月に平成23・24年度の入札参加資格審査申請を行い、平成23年度入札参加資格の認定を受けた方が引き続き平成24年度入札参加資格を得るためには、上記「1 審査対象とする経審」が必要となります（京都府あてに経審をお送りいただく必要はありません。）。この経審がない場合は、平成24年度入札参加資格が無くなりますので御注意ください。

3 その他

経審制度改正の内容等については、国土交通省ホームページや京都府ホームページを御覧願います。なお、京都府知事許可の方へは、『京都府知事許可業者に対する「経営規模等評価の基準等改正」及び「改正に伴う申請手続」のお知らせ』を1月下旬に送付しております。

● 問い合わせ先

- (1) 京都府建設交通部指導検査課調整調整担当
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 075-414-5225 FAX 075-414-5243
- (2) 京都府山城北土木事務所 総務契約室
〒601-0331 京都府京田辺市明田1
電話 0774-62-0047 FAX 0774-62-1730